

# 新宮社会福祉協議会共同募金配分金助成事業

## 令和3年度新宮いのちの募金 助成実施要項

### 1. 主旨

この実施要項は、いつ起こるか分からない災害からひとりでも多くの命を守るため、防災や減災の取組を通じ、住民自身が行う地域見守り活動に助成することを目的に定める。

### 2. 助成対象団体

助成対象団体は、新宮市内で活動する区・町内会及び地域組織・団体とする。

※ 過去に助成を受けた団体も本申請はできるが、総申請額が下記6. の助成金の総額を超過する場合は、事業内容に関わらず減額または助成できないこともある。

### 3. 助成事業の実施

この助成事業の実施は、令和3年5月から令和4年2月末までの期間とする。

### 4. 助成事業の内容

防災・減災を目的に行われる次の活動に助成するものとする。

- ①新宮市社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター設置運営訓練
- ②区・町内会及び地域組織・団体が行う、防災・減災を目的とした地域の見守り活動

### 5. 助成の金額

前項の事業に対する助成額は原則次のとおりとする。

- ①15万円を限度とする。
- ②区・町内会は各5万円を限度とする。但し200世帯を超える区・町内会や複数の町内会と合同で行う地域組織、団体については10万円以内を限度とする。

### 6. 助成金の総額

助成金の総額は50万円とする。但し、募金実績額の増減によってはこの限りではない。

### 7. 助成の申請方法と決定方法

別に定める申請書により、令和3年3月19日までに新宮市社会福祉協議会に提出し、新宮市社会福祉協議会は配分委員会で審査し、その結果を通知する。

### 8. 助成金の交付

助成金の交付は、所定の提出書類を確認の上、新宮市社会福祉協議会より交付する。

### 9. 事業完了報告書の提出

助成を受けた団体は、事業完了後、1ヶ月以内に「事業完了報告書」を提出しなければならない。